（讀賣新聞可）　（本號六面）　明治二十四年七月七日　（定價二錢）

時事新報

第三千七十三號
明治廿四年七月七日
舊暦辛卯六月二日　火曜日
（西暦一千八百九十一年）（甲、午）
日出午前四時三十二分　日入午後六時五十八分
月出午後八時四分　月入午前五時五十九分
滿潮午前五時十九分　滿潮午後六時十九分

時事新報

内閣の方針

此頃世間の風説に據れば松方内閣の政略は内治を先にし外交を後にするの方針にて即ち山縣前内閣の着手したる地方自治の實を擧ぐることを務め專ら意を此一方に注きて外に對する條約改正の談判あるは暫く中止するの見込ありと云へり推測の言に過ぎざれども稍や政海の實情を穿ちたるものゝ如し是より先き山縣總理の辭職して松方伯が其後を襲んとするや條約改正中止の條件を提出して内閣の承諾を要めたりとの説あり其成行の如何は知らざれども前後の事情より見れば實際に斯る要求もありたるものと推定せざるを得ず抑も今日に當り我立國の急務は内外何れを先にすべきやと云ふに我輩は斷然外を先にするの急あるを信ずるものなり思ふに内治の事も亦急ならざるに非ずと雖も明治政府が内の政治の改良に從事したるは二十餘年來の事にして著々進歩して唯その及ばざるを恐るるものゝ如く其間或は輕舉暴進の失措もなきに非ざれども要するに成蹟の見る可きもの少なからずして遂に憲法を定め國會を開くまでに至りたるは實に非常の進歩にして僅々二十餘年間の事業としては其結果決して少なりと云ふ可らざる而して彼の自治制度の如きは我國未曾有の新法にして實施の容易あらざるは勿論なりと雖も矢張り進歩中の一事業に外ならざれば若しも其決心惑らざるに於ては年月の間に效を見るべと敢て難きに非ず必ずしも政府の全力を擧て一時の奏功を急ぐの必要なかる可し然るに顧みて外の關係を眺ぶれば内治の進歩に比して見る可きもの甚だ少なく恰も鎖國時代と同樣の觀にして開國三十年來我國民は唯舊套に安んじて國内に蟄伏するのみ商賣貿易航海殖民等海外の事業に於ては更に進歩する暇なく政府の政略も亦更に此邊に注意せざるものゝ如し彼の條約改正は明治政府が外に對する唯一の事業なれども夫さへも種々の内情ありて毎度持餘す程の次第なれば二十年來日本進歩の事跡を調査して内外の優劣を比較するときは内治に制合して外事の甚だ振はざるは事實に照して明白なり眼中に立國の大計を置て施政の方針を定めんとするには何は兎もあれ先づ此點に着目するべき肝要なる可きに政府の運動實て一定する所なくして兎角眼前の事のみに忙はしきの觀あるは自から事情の然らしむるものあらんか、例へば條約改正の一事の如き直に完全の結果を望むは固より無理の注文なれども國力に相應する改正を見んとするは決して力の及ばざる次第に非ず然るに今日に至る迄其功を奏せざるは唯一種の事情に妨げらるゝのみ即ち其事情とは政府の病根にして而して其病根の所在は他なし當世の老政治家が兎角一致團同の風に乏しく其在朝在野を問はず常に傲然割據の姿を爲し勵もすれば其團に乘せんとするの態あるが故に條約改正の如き何人が見に當るも其功績に成らんとすれば功名の歸する所は反對の歸する所にして中途にして敗れざるを得ず從來の成行に於て屢々經驗したる所なれば其後を承けたる今の松方内閣が此邊の覆轍に鑑みて之を中止するの意ありと云ふも決して怪しむに足らず我輩に於ても專情の正に然るべきを察する所なれども然りと雖も立國の大計上より見れば新内閣が内を先にして外を後にするの説は何分にも贊成を表するを能はざるを如何せん聞く所に據れば新内閣は何れも第二流政治家の顏揃にて其折合も從前に比して案外に圓滑ありと云ふ果して然らば此際一段の勇氣を鼓して大に其方針を定むるの英斷はあらざるべからず然れども政府の内外に散在する老政治家に對しては自から嫁姑の關係を免れず陰に陽に其氣嫌を窺はざるを得ざるの事情もあらんか是れも亦年來の關係として致方なきの所なれども顧みて立國の急務を見れば一日も忽にす可からざるものありて今日は内の事情など云々す可きの時に非ず期る場合に臨みながら新内閣の人々が内治の末にのみ汲々として更に外に對するの經綸を思はざるは易殖民航海等の事業は勿論年來行掛りの仕事なる條約改正の曉判さへも之を中止して自から得たりと爲すが如きみともあらば我輩は國家の大計上よりして其方針に同意するみと能はざるものなり

官報

○内務省訓令第十二號　北海道廳府縣

府縣鄉社社神官事務規則左ノ通改正ス

明治廿四年七月六日　内務大臣子爵品川彌二郎

府縣鄉村社神官事務規則

第一條　神官ハ神明ニ對シ奉祭國體ヲ主トシ典例ニ從ヒ各其本務ヲ盡スヘシ

第二條　神官ハ祭祀ノ典制舊來ノ儀式ヲ墜守シ決テ紛亂スヘカラス其社ノ例祭民俗因習ノ神慮等ハ遵宜行フコトヲ得

但臨時祭ヲ行ハントスルトキハ所轄警察署ヘ届出ヘシ

第三條　神官ハ人民ノ請求ニ應シ神符神璽等ヲ授クルハ防ケナレト國ト雖モ苟モ貪汚ノ所爲アルヘカラス

第四條　神官ハ社殿及其境内ヲ清潔ニシ修造取締等常ニ意ヲ注キ苟觀ヲ失墜セス汚穢穢損ニ至ラシムヘカラス

第五條　神官ハ神社所藏ノ寶物什器及古文書類ヲ監督レテ破損セシムヘカラス如何ナル場合ト雖トモ賣買與又ハ質入ヘカラス

第六條　神官ハ神社所有ノ財産ヲ管理シ金穀ノ出納スヘシ

第七條　神官ハ其管理ニ係ル不動産積立金穀ヲ濫リニ費却譲與又ハ質入スヘカラス若シ不得止必要アルトキハ氏子又ハ信徒ノ協議ヲ經地方廳ノ許可ヲ受クヘシ

第八條　神社ニ委託山林アルトキハ其殖植伐採其他山林ノ保護ニ注意シ損害ヲ來スカ如キコトナカラシムルヲ要ス

○内務省告示第二十九號

一ねやの樂　一冊

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治廿四年七月六日　内務大臣子爵品川彌二郎

○東京市告示第二十八號

日本橋區會議員一級撰出二名二級撰出三名

員一級撰出一名二級撰出三名三級撰出二名

員一級撰出三名二級撰出二名三級撰出一名

級ハ本年九月二十八日二級ハ同月二十九日

三十日其補闕撰擧ヲ行フ

明治廿四年七月六日　東京府知事侯爵蜂須賀茂韶

雜報

○加奈陀首相の死去幷に其後任　加奈陀總理大臣サー ジョン マクドナルド氏死去の電報來着せし時當て本紙上にも記せし如く氏は實に加奈陀第一流の政治家にして聯邦組織の大業を始め其他國家の爲に盡力して功を奏したるみと枚擧するに遑あらざる程なれば深く國民の信任を受け相位を占むる事十餘年の久しきに及びたれども近頃健康次第に衰弱して去る六月七日七十歳を一期とし不歸の人となりしかば氏の率ひたる保守黨員は中すに及ばず反對黨の人々も國家の爲に氏の不幸を悲みて國民一般に追悼の意を表し英國女皇陛下首相ソールズベリー侯、印度太守ランスダウン卿等を始めとし世界各國の名士より電報したる弔詞の數は數千通の多きに及びたるよし又氏の後任に關しては種々の説あり或はサー チャーレス チュペル氏あらんと云ふもあり或は司法大臣サー ジョン トムソン氏ならんと云ふもあり併し加奈陀の太守は未だ何人にも内閣組織の事を委任せずと六月七日オッタワ發の報に見ゆ

○一軍艦能く三軍艦に對す　去る四月二十四日の朝智利のヴァルパライゾ港の北方二三百哩なるカナラル灣に碇泊中なる革命黨の巡洋艦マガレーン水兵が將に朝飯を喫せんとせし時該艦の看守は政府黨の軍艦コンデル、アルデヤ、リンキの三艦艇艦相聯んで北東の方より灣内に入り來るを認めしかばマガレーンも之に應じて戰爭の準備を爲すや否や三軍艦は半速力を以て進み來り三方に分れてコンデルはマガレーンの右舷に、アルデヤは左舷にリンキは艦首に向ひ三艦はマガレーンに對して恰も三角形狀をなし砲擊を始めければ革命黨の軍艦も之に應じ三艦を相手として戰ひ進退自由ならざれども少しも屈する事なく互に砲戰中マガレーンより發射したる爆裂彈はリンキの煙筒を破碎して廿人を殺しアルデヤも亦帆柱を失ひ士官室を破損したり此時リンキは水雷を發したれども折柄水中に落ちたる砲丸の爲に方向を轉じ誤て帆船バーザに當り之を沈沒せしめたり又リンキはマガレーンの帆架の一片を擊破して之を水中に落せしが其一片には革命黨の旗を掲げありしを以て砲手の一人は直に水中に飛び入り之を取返へして本艦に歸り勇氣益々加はりしかば政府黨の軍艦も容易に勝利を制する能はざるを曉りコンデルより合圖を與ふると同時に三艦共に全速力を以て灣外に急走しマガレーンは之を追ひたれども間もなくして灣内に引返したりと云ふ

○革命黨訴訟に勝つ　南亞米利加智利共和國革命黨の軍艦イタ、ガ合衆國の中立權を破りたりとて同國政府は軍艦チャーレストンをして究追せしめ遂に捕へ得たる事は前日の紙上に記せり茲に又趣は全く異なれども同じ革命黨と外國の間に起りし國際上の問題にして革命黨の勝利となり政府黨の爲めに甚だ面白からざる一事件此頃落着せり始め智利の軍艦ラ ッンコ メ日ッガ アルセンタイン共和國のブエノス アイルス港に碇泊せし時革命黨員若干名は該艦乘組水夫として徵集されたるを幸ひ其人數にて同艦を奪ひ取らんと計畫し力を盡して乘組員と戰ひたりしが衆寡敵せず多の死傷を生じ捕虜となりしものも數名に及びたり政府黨は此負傷者等を處置せんとするも艦内にては如何ともする能はざるを以て駐在公使より其趣をアルセンタイン政府に告げ港内の病院に入れて治療するを許さんみとを請ひ且其間は同國官吏の手に扱ひ晝夜警護せんみとを請意を以て其請求を承諾せり

○自由黨代議士の宿所　目を以て其請求を容れて一方の請求を容れて議院議員の宿所は左の如し

の權理にあらず速に放免しれば高等法院（アルセンタ末遂に革命黨の云ふ所を正したり左れば智利の政府黨訴ふるに相違あかるべけれ道理を撓として飽までも之

京橋區南鞘町十四番地
同銀座二丁目
同三十間堀町一丁目一番地
同山下町紫山館
芝區愛宕町三丁目四番地
同
同區鳥森町四番地筑波館
下谷區谷中村七十五、尾崎方
鉤町區五番町二番地
同中六番町三十番地
同土手三番町十八番地
同三番町六十八番地
神田區北神保町八番地
麻布區谷町四十九番地
小石川區富坂町十八番地
本郷區千駄木町三十四番地
同區元町二丁目六十六番地
日本橋區長谷町、光永方
四ッ谷區鮫河町三十五番地、植
鉤町區中河町五丁目十三
麻布區材木町一

○富山に於ける演説會騒ぎ　自由黨遊説員吉田鞆二郎氏は去る六月廿日富山に於て自由黨の演説會を開きしに聽衆三千名計入場暴客を試みしが壯士演壇に飛び上り林氏を倉を取りて壇下に擲げ付けし尚連類と看聽ひる壯士より引續き演説し拍手喝采林包明氏の演説中國民新聞林氏は直に打ち掛りしも林氏は直に林包明氏の演説は次第に聽衆家は競ふて二十手以上